

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年6月26日法律第64号)

(令和元年6月19日公布(令和元年法律第41号)改正)

目的・基本理念

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

基本理念

- ・社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずること
- ・背景に様々な社会的な要因があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うこと

子どもの貧困対策を総合的に推進する枠組み

- 国**
- ・子どもの貧困対策を総合的に策定、実施
 - ・子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子供の貧困対策に関する大綱（閣議決定）」を策定
※子どもや保護者等関係者の意見を反映させるための措置を講ずる

- 都道府県**
- ・地域の状況に応じた施策の策定、実施
 - ・都道府県計画策定 ※努力義務、大綱を勘案

- 市町村**
- ・地域の状況に応じた施策の策定、実施
 - ・市町村計画策定 ※努力義務、大綱及び都道府県計画を勘案

《附則第2項》

政府は、この法律の施行後5年を目途として…必要であると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

大綱記載事項

基本的な方針	
子どもの貧困に関する指標 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・大学等進学率 等	
教育の支援	生活の安定に 資するための支援
保護者に対する職業生活の 安定と向上に資するための 就労の支援	経済的支援
調査及び研究	検証及び評価その他の 施策の推進体制

